

2026年4月1日

明石市景観計画を策定しました

明石市は、これまでの自主条例に基づく景観施策を継承しつつ、より実効性の高い地域特性を活かしたきめ細やかな景観誘導を展開し、明石らしい景観形成を積極的に推進するため、景観法に基づく「明石市景観計画」を策定しました。

景観計画区域

市内全域

景観重点地区

景観計画区域のうち、重点的に都市景観の形成を図る地区を「景観重点地区」として定め、地域特性に合わせた個別の届出対象行為や景観形成基準を定めます。

【指定地区】大久保駅南地区（旧・都市景観形成地区）



景観重点地区（大久保駅南地区）区域図

景観法に基づく届出について

これまでの「大規模建築物等行為届出」を廃止し、景観法に基づく届出を行います。

【届出対象行為】

景観計画区域	景観重点地区	建築物の建築等や工作物の建設等
	上記以外の地区	一定規模を超える建築物の建築等や工作物の建設等

※詳しい届出対象行為や景観形成基準、その他内容については下記の URL
または右の二次元コードより「明石市景観計画」をご覧ください。
(明石市ホームページへリンク)

https://www.city.akashi.lg.jp/tosei/to_soumu_ka/keikan/keikankeikaku_01.html

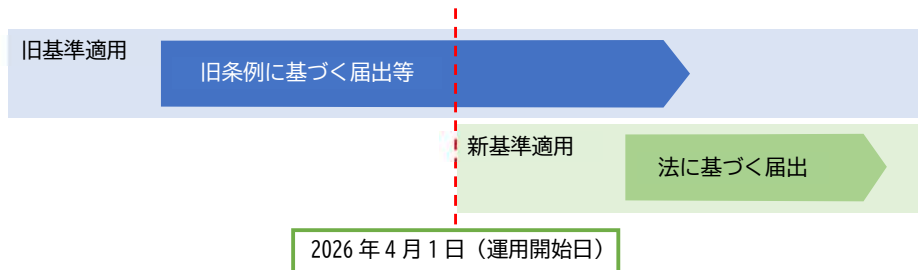


策定及び運用開始日

2026年（令和8年）4月1日

この期日より前に、旧条例に基づく「大規模建築物等行為届出書」または「超大規模建築物等協議申請書（※）」が提出された案件については、旧基準が適用されます。

（※）運用開始日以降は「大規模建築物等協議申請書」に名称変更されます



お問い合わせ先

明石市 都市局 都市整備室 都市総務課（明石市役所本庁舎7階）
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
TEL：078-918-5037 Email：tosou@city.akashi.lg.jp

